

蔵王町景観計画届出対象行為【用語の解説】

※1	建築物	建築基準法第2条第1項に規定する「建築物」。
※2	新築(新設)	建築物(工作物)の存しない敷地(更地)に建築物(工作物)を造ること。
※3	増築	1の敷地内にある既存の建築物(工作物)の延床面積又は高さを増加させること。
※4	改築	建築物(工作物)の全部若しくは一部を除却し、又はこれらの部分が災害等によって滅失した後引き続きこれと用途、規模、構造の著しく異なる建築物を建てることう。従前のものと著しく異なるときは、新築(新設)又は増築となる。なお、使用材料の新旧を問わない。
※5	移転	同一敷地内で建築物(工作物)を移動すること。他の敷地へ移す場合は新築(新設)又は増築扱いとなる。
※6	修繕	既存の建築物(工作物)の部分に対して、おおむね同様の形状、寸法、材料により行われる工事。
※7	模様替	既存の建築物(工作物)の部分に対して、おおむね同様の形状、寸法によるが、材料、構造種別等が異なるような工事。
※8	高さ	地盤面(地盤面が2以上ある場合又は傾斜している場合は平均地盤面)から建築物又は工作物の上端までの最高高さ。
※9	建築面積	建築基準法施行令第2条第2号に規定する「建築面積」。
※10	見付面積	建築物(工作物)の張り間方向又はけた行き方向の鉛直投影面積(建築基準法施行令第46条第4項)。
※11	築造面積	建築基準法施行令第2条第5号に規定する「築造面積」。
※12	開発行為	都市計画法第4条第12項に規定する「開発行為」。